

# JR東海労なごや

2013年3月29日 No. 955  
JR東海労名古屋地方本部  
発行者： 山田 哲也  
編集者： 堀部 肇

## 組合活動を妨害するな！

### 三重県労働委員会に不当労働行為救済の申し立てを行う



名古屋地本は、3月25日三重県労働委員会に不当労働行為救済の申し立てを行いました。昨年3月、紀伊長島駅乗務員配置廃止により3名の東海労組合員が伊勢運輸区に強制配転をさせられました。それにともない紀伊長島駅の東海労の掲示板が撤去されました。直ちに伊勢運輸区で組合掲示板設置を求める申請を行いましたが、会社は申請を却下しました。

### 団交・業務委員会を拒否する会社

会社は「付議事項にあたらない」として交渉を一切拒否しています。現在三重地区には東海労の掲示板が設置されてる現場はありません。組合掲示板は労働組合の意志表示の場としてなくてはならないものです。労働組合として当然の要求を無視することは不当労働行為です。私たち名古屋地本は、交渉を拒否する会社に対し労働委員会に申し立てを行い組合掲示板設置に向け取り組みます。



### 闘争勝利！決起集会開催

地本山田委員長はじめ地本役員及び三協、分会役員で15時三重県労働委員会に申し立てを行いました。その後、三重県勤労者福祉会館において決起集会を開催し、山田委員長が決意が述べ、荻野書記長が基調を報告しました。伊勢運輸区分会東分会长、三重県協議会中西議長から決意表明があり、各分会代表から連帯の挨拶がされました。



不当労働行為救済申し立て骨子は、

1. 伊勢運輸区分会に掲示板を設置すること
2. 団体交渉の開催
3. 支配介入に対する謝罪